

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月1日

埼玉県公安委員会委員長 加 村 啓 二

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則（令和2年埼玉県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第2条第3項の規定又は同法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされた18歳未満の者は、本規則による改正後の埼玉県ヤードにおける自動車等の適正な取扱いの確保に関する条例施行規則第4条第2項及び第5条第2項の規定の適用については、これらの規定に規定する未成年者には含まれないものとする。